

## 相生市制限付一般競争入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、相生市が行う制限付一般競争入札（以下「一般競争入札」という。）の実施に関し、相生市契約規則（昭和39年規則第25号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (対象工事等)

第2条 一般競争入札の対象となるのは、原則すべての工事及び業務委託等（以下「対象工事等」という。）とする。ただし、市長が特に認めた場合は、一般競争入札によらないことができるものとする。

### (入札参加資格)

第3条 対象工事等の入札に参加する者は、入札公告日前日から入札日までの間、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。

- (1) 本市の競争入札参加登録名簿に登載され、資格が有効な者
- (2) 建設業又は委託業務の許可を受けている者
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (4) 建設業法（昭和24年法律第100号）による営業停止期間でない者
- (5) 本市の指名停止期間中でない者
- (6) 会社更生法に基づく更生手続き期間の申立て及び民事再生法に基づく再生手続き開始の申立てがなされていない者
- (7) その他対象工事等ごとに定める要件を満たしている者
- (8) 当市における市税の滞納がないこと

### (入札公告)

第4条 市長は、対象工事等を発注する場合においては、あらかじめ次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札に付する対象工事等名、施工場所及び工期
- (2) 対象工事等の概要
- (3) 入札に参加する者に必要な要件
- (4) 入札参加申込等
- (5) 入札執行時期等
- (6) 契約締結時期等
- (7) その他必要な事項

2 前項の公告は、本市の掲示場及びホームページへ掲載し、公告の写しを財政課に掲示する。

3 公告は、原則として毎月5日及び20日（その日が相生市の休日を定める条

例(平成元年条例第24号)第2条に規定する市の休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後において最も近い日で、休日でない日)とする。

(入札参加申込等)

第5条 一般競争入札に参加しようとする者は、次の各号に掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、市長が特に不要と判断した場合は、これを省略することができる。

(1) 制限付一般競争入札参加申込書(様式第1号)

(2) その他対象工事等ごとに定める書類

2 前項に規定する書類の提出方法は、電子入札システムによるものとする。ただし、紙入札によるものは、持参に限るものとする。

(資格審査及び通知)

第6条 市長は、前条の規定に基づいて提出された内容を審査し、相当と認められた者に対し競争参加資格確認通知書(電子入札システム)により通知するものとする。ただし、紙入札での申込者には、制限付一般競争参加資格確認通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 入札参加資格を有しない者に対しては、理由を付して通知するものとする。

(入札参加申込の制限)

第7条 入札の適正さが阻害されると認められる一定の資本関係又は人間関係のある複数の者の同一入札への参加は認めないものとする。

(無効とする入札)

第8条 前条に該当する者のした入札のほか、法令に違反し又は規則第10条の規定に該当する入札は無効とする。

(設計図書の閲覧)

第9条 対象工事等の設計書及び設計図面は、第4条第1項の規定による公告をした日から閲覧により行うものとする。

(工事等積算内訳書の提出等)

第10条 市長は、入札に際し、全ての入札参加者から工事等積算内訳書(前条の設計書中の内訳書と同程度の内容のもの)を提出させるものとする。

(提出された資料等の返却)

第11条 提出された資料等については、一切返却しないものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか、一般競争入札の実施に関し、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年7月1日から施行する。  
(相生市地域限定型一般競争入札方式試行要領の廃止)
- 2 相生市地域限定型一般競争入札方式試行要領は廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年2月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成24年3月29日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成31年2月26日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正は、令和5年4月1日から施行する。